

# N関労千葉

東日本NTT関連合同労働組合千葉支部  
 千葉市稲毛区稲毛東6-10-10-706 気付  
 発行責任者: 島根 俊作  
 編集責任者: 山地 繁  
 E-mail: chiba@n-kanrou.com  
 ht tp: //www. n-kanrou. com

## 差別的、不当配転は許さない!

サービスク千葉社、営業部パートナーセンター企画共通担当の59才のK組合員に対して、三月十八日に突然、習志野ドコモ担当への話があり、N関労は即会社に対して抗議、交渉の申し入れを行ないました。

退職再雇用の選択を  
 約束を守れ

2年前、退職再雇用選択時「今の仕事を選ぶか、全国配転でお金を選ぶか」と退職を強要し、OS会社を選択させた。しかし、今回K組合員は拒否をしているにもかかわらず、本人の意向を無視し不当配転がなされ

従来、私たち一般組合員の意見はいつもつぶされて反映されたことはありませんでした。そういった中で労働条件や職務上の配置など改善は諦めるばかりありませんでした。働いているものの身になって守ってくれない労働組合には、これ以上頼ろうという気持ちになれない。

### 組合員紹介

会社の言いなり、いやそれ以上に会社の上をいき会社を擁護するだけ、

**要求を会社にぶつけてくれる**  
**N関労は心強い**

市川受付サポート 秋島泰子

それは労働組合ではなくなっています。そもそも、労働組合とは会社と相反するもの、



退職再雇用の選択を約束を守れ

2年前、退職再雇用選択時「今の仕事を選ぶか、全国配転でお金を選ぶか」と退職を強要し、OS会社を選択させた。しかし、今回K組合員は拒否をしているにもかかわらず、本人の意向を無視し不当配転がなされ

ました。

労働条件の変更は必至であり、本人同意のない配置転換は断じて容認できません。業務上の必要性等々問題が多い。勤務地、勤務内容、勤務時間等の労働条件変更につながる内容を

強引に「人事」の一言で配転は許せません。

Y課長 ドコモへの人事

**遠距離通勤 単身赴任の強要の一方で**

自宅に近いと強制配転

がある。業務上の必要で君にいつてもらいたい。

S社員 どこドコモですか?

Y課長 習志野ドコモだ。前からピラに君が「自宅に近いところから通勤したい」ということを書いたのを見たか、聞いたことがある。又、君は以前から自宅に近いところからの通勤をしないと書いていたね。だから君に行つて貰いたい。

S社員 私は自宅から近

人間が人間らしく働き続けられるように、私たちの要求を受け入れる労働組合であつてほしい。

50才退職再雇用、25%カットの賃金でやるうなら断固反対。

小さなことでも1人ひとりの要求を会社にぶつけてくれるN関労は心強い。

いところへ勤務したい等ということ、あなたに言ったこともないし、ピラに書いたこともありません。それに年をとっているのに、車の運転を常時しなければならぬドコモの仕事などやりたいとも思いません。

Y課長 君は運転がうまいだろう。

S社員 運転の上手、下手に関係なく行きたくはありません。いったいこの話はどこから出たんですか?

Y課長 業務上の必要による人事だ。

S社員 行く気は全くありません。

3月22日、23日組合対応しましたが不当にも発令がありK組合員は行かざるをえませんでした。K組合員は、赴任当日、差別的な不当配転であり異議がありと主張し継続して頑張っています。



## 5月3日 5・3憲法集会に参加しよう!

日時 2004年5月3日 午後1時開場  
 集会後 銀座パレード  
 集合場所 日比谷野外音楽堂



# NTT企業年金 改悪反対

厚生労働省新通達  
第0316002号

# 本人同意が大前提で 3分の1以上の不同意で 改悪はできません

「今回の厚生省通知は、3分の2の同意があれば同意しない者も減額が出来るとしてきた運用方法等についての具体的ルールを見直しました。」

加入者の3分の2以上が減額に同意した場合、同意した人だけを対象に実施できるとしていません。今まで、厚生年金基金など企業年金など企業年金給付減額はすでに3分の2の同意が必要との規定がある。しかし同意しなかった人も減額するかどうかは触れておらず規定があいまいで、どちらでも運用が計れる内容でした。しかしN関労西の団体交渉で、会社側は企業年金の財政が悪化しているのだから厚生省ルールにとらわれないで運用を図るとしています。(同意しなかった人も減額したい。)

NTT東西は3月16日の厚生省ルールに基づいた運用を図れ!

又、今回の通知では「同意した者のみの減額」が可能であることを年金局長通達で明記。その場合、同意した人だけが減額されることを加入者に十分説明することが必要だとしています。

それに伴い、減額を拒否した人には、制度見直し時に給付水準を維持した場合と減額後の受給見込み額との差額を一時金として支払うことも明記しています。私のところに、規約型企業年金への移行についての案内文が届いたが、企業年金制度の廃止も視野に入れてというおどしに近いものだった。しかも、改悪して、あなたの受取額はこれぐらいになりますよという金額提示もない。どう判断してよいのやら。民主的なプロセスは三者協議会の設置で事業者の恣意によらないとしているが、この資料で第三者に相談しようものなら「この資料の転載や引用なども禁じる」と記載されている。よほど都合の悪い内容が書かれているのと疑ってみたくなる。今回の厚生省の通達文書では3分の2の同意がなくなっても賛成した加入者には減額してよいともとれる内容です。これでは退職・再雇用と同じで本人同意で訴訟対策をしているようなものです。よく考えましょう。

## 職場だより



今回、満了型を選択しました。4月1日から市原研修センターで「営業力強化研修」と称する2ヶ月間の研修を18名で受けています。会社は研修の目的として「NTT千葉グループとしての営業力強化・・・」と言っているのです。研修後は、千葉県内に配属されると予想されます。

2ヶ月間の長い研修ですが、N関労の仲間が4人もいるので心強いです。仕事に迫られることはなくノンビリやっています。が、配属先が決まっています。不安もあります。(お)

## 鎌ヶ谷TAM 5月6日廃止 移転

人員の移動先は  
東葛営業 AM 10名  
アシスト5名 SE 3名  
京葉営業 AM 14名  
アシスト7名 SE 4名  
千葉NM AM 22名  
アシスト11名 SE 7名

銚子 2名 木更津 2名  
計 87名



「あなたもN関労に入りませんか  
職場・生活の悩みは  
仲間と相談しましょう」

2001年7月1日発足から約3年弱で廃止になることになりました。めまぐるしい変化の流れについていけずにこの間鎌ヶ谷TAMでは、10数名の働く仲間が退職の道を選択させられてしまいました。(S・K)

## 編集後記

旧国鉄からJRへの移行があつた1986年の際の1047名の採用差別・不当労働行為の闘いが17年間闘われてきて、今まさに鉄建設公団訴訟として山場に差し掛かってきています。労働組合が組合員の為に存在しているのか否かが問われています。微力ですが我々もがんばりたいと思います。

# 5月1日 日比谷マーデーに参加しよう!

日時 2004年5月1日 午前10時～

集合場所 日比谷公園 噴水前集合